

# 高岡市における住宅・店舗等への支援事業一覧

平成27年2月16日現在

種類	エリア	内容	補助率・限度額	対象経費	主な要件	支援事業名 (各HPへリンク)
住宅取得の支援	まちなか区域	一戸建て住宅の新築	限度額100万円 (借入れ金額の5%以内、建設費又は購入費を超える分の借入れ金額は対象外)	住宅ローンの借入れ費 (中古住宅購入を除く)	・申請日 着工前 ・新築又は全面建替、延べ床面積75㎡以上 ・緑化面積2%以上(商業地域は不要)	<a href="#">まちなか住宅取得支援事業</a>
		建売住宅の購入			・申請日 所有権移転後3ヶ月以内 ・補助金の認定を受けていること ・緑化面積2%以上(商業地域不要)	
分譲マンションの購入 (まちなか共同住宅建設促進事業の認定住宅)		・申請日 所有権移転後3ヶ月以内 ・補助金の認定を受けていること ・事業認定を受けたマンション				
	高岡市内	中古住宅・中古マンションの購入	・中古住宅 限度額50万円 (借入れ要件は不要) ・中古マンション 限度額50万円 (借入れ金額の5%以内、購入費を超える分の借入れ金額は対象外)	・申請日 所有権移転前 ・新耐震基準に適合している住宅 (昭和56年6月以降の住宅) ・中古マンションは延べ床面積55㎡以上		
新婚に伴う住宅の新築、購入、増改築(リフォーム)		・20万円以内 (年間最高4万円最長5年間で、借入金のうち400万円を限度に年率1%の利子相当額)	・婚姻届を3年以内に提出予定の方 ・婚姻届け提出後5年を経過していない方 ・居住用住宅の新築・購入(マンション、中古住宅含む。)増改築・リフォーム資金を借入れた方	<a href="#">新婚家庭住宅建築資金利子補給制度</a>		
住宅改修の支援	まちなか区域	木造住宅の耐震改修工事に伴う内装リフォーム	限度額40万円 (リフォーム費用の10%)	住宅改装費	・木造住宅耐震改修支援事業により耐震改修を実施する住宅 ・リフォームに要する費用が50万円以上 ・申請年度内での工事完了	<a href="#">まちなか耐震住宅リフォーム支援事業</a>
		バリアフリー(段差解消・手すり工事等)やエコ(内窓・断熱工事等)に伴う内装リフォーム	①耐震パッケージタイプ(重複可) ・バリアフリー 限度額15万円 ・エコリフォーム 限度額35万円 ②まちなか定住促進タイプ(重複可) ・バリアフリー 限度額10万円 ・エコリフォーム 限度額30万円	住宅改装費 (エコポイント対象工事)	①耐震改修工事による耐震性確保又は新耐震基準に適合する中古住宅への改修 ②定住促進やにぎわい創出等の一定要件で耐震基準を満たさない中古住宅への改修(詳細は建築住宅課)	<a href="#">まちなかエコ・バリアフリーリフォーム支援事業</a>
	高岡市内	木造住宅の耐震改修工事	上限60万円 (耐震改修工事費の2/3)	木造住宅の耐震改修費	・木造一戸建て、2階建て以下のもの ・昭和56年5月以前に着工、建築されたもの ・在来軸組工法によるもの	<a href="#">木造住宅耐震改修支援事業</a>
		「耐震シェルター」や「防災ベッド」の設置	上限20万円 (設置費の1/2)	耐震シェルター等の設置費	・木造一戸建て、2階建て以下のもの ・昭和56年5月以前に着工、建築されたもの ・高齢者(65歳以上)のみが居住する世帯、又は障害者等が居住する世帯	<a href="#">耐震シェルター等設置支援事業</a>
		居宅生活動作補助用具(手すりの取り付け、段差の解消等)の購入及び改修工事	上限額20万円のうち、9割補助(自己負担1割) ただし、市民税非課税世帯に属するものは自己負担なし	住宅改修費	・下肢、体幹機能障害、移動機能障害1～3級の身体障害者手帳所持者 ・申請日 着工前 ・65歳以上の場合は介護保険での給付優先	<a href="#">高岡市住宅改修給付事業</a>
		障害に適用する又は介護者の負担の軽減を目的とした住宅改善	・所得税非課税世帯 限度額90万円 ・課税世帯 限度額60万(改善費の2/3)	住宅改善費	・肢体不自由、視覚障害1、2級の身体障害者手帳所持者 ・内部障害者で車いすを交付されている者 ・療育手帳Aに該当する知的障害者 ・申請日 着工前 ・65歳以上の場合は介護保険での給付優先 ・高岡市住宅改修給付事業での給付優先	<a href="#">高岡市在宅重度障害者住宅改善費助成事業</a>
		高齢者住宅のバリアフリー化	上限18万円(工事費の9割)  ・65歳以上の要介護(要支援)認定者:助成対象経費の2/3で60万円以内 ・65歳以上の方:助成対象経費の2/3で30万円以内(便所の改修を行う場合は、その対象経費の2/3で20万円以内を別に支給)	対象の工事に対する改修費	・要支援・要介護認定をうけておられる方 ・着工前に事前申請が必要 ・介護保険証に記載されている住所での改修(対象工事例:手すり設置、段差解消、床や通路面の材料変更、扉の取替えや新設、便器の取替え)  ・65歳以上の方 ・所得税非課税世帯 ・着工前に事前申請が必要 ・要支援・要介護認定者は介護保険の住宅改修費を優先	<a href="#">介護保険住宅改修費</a>  <a href="#">高齢者住宅改善資金助成事業</a>
住環境の向上	高岡市内	老朽危険空き家の解体	上限50万円(解体費の1/2)	老朽危険空き家の解体費	・一戸建ての住宅 ・昭和56年5月以前に建てられたもの ・老朽度判定基準及び危険度判定基準を満たすもの	<a href="#">老朽危険空き家除却支援事業</a>
		住宅に太陽光発電システムを設置	1件あたり5万円 ただし、同一住宅に対して1回限り	住宅用太陽光発電システム設置工事費	・自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方 ・市税の滞納のない方	<a href="#">住宅用太陽光発電システム設置補助金</a>
		生垣の新設、既設ブロック塀等を生垣に改修	・生垣新設の場合(限度額5万円) ・既存ブロック塀等を生垣にする場合(限度額10万円)	生垣造成に係る工事費	・申請日、着工前。 ・市内に土地を所有、又は使用の方。 ・幅員4m以上の道路に面した場所で造成。 ・生垣の延長が5m以上。 ・樹木の高さ1m以上、1m当たり2本以上植栽。	<a href="#">生垣緑化補助金</a>

種類	エリア	内容	補助率・限度額		対象経費	主な要件	支援事業名 (各HPへリンク)	
土地取得の支援	指定する団地	住宅団地の宅地購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高限度額70万円(3,000㎡以上の団地)</li> <li>・最高限度額50万円(1,000㎡以上の団地)</li> <li>*取得した区画の面積1㎡あたり3,300円を乗じて得た額(千円未満切捨て)で最高限度額</li> </ul>		住宅用土地取得費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地取得後、3年以内に住宅を建築して居住(住民票の届出日)</li> <li>・住宅付き土地取得の場合は、1年以内に居住(住民票の届出日)</li> <li>・住民票の転入及び転居日から3ヵ月以内に申請</li> </ul>	<a href="#">定住促進住宅団地支援事業</a>	
	まちなか	隣接土地の購入	・1件30万円(一律)			隣接土地上の空き家等の解体費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日 土地の所有権移転前(原則)</li> <li>・現在居住している土地又は居住しようとする土地に隣接した30㎡以上の土地購入</li> </ul>
		隣接土地購入の際の土地上の建築物等の解体	・上限50万円(解体費の1/2)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接土地上の住宅、車庫、倉庫等の建築物の解体費用又はこれらの建築物解体の際に発生する側壁の補修費用</li> </ul>			
商業店舗開業の支援	中心市街地活性化基本計画エリア	空き店舗の賃貸、店舗改装	1/2	100万円	改装費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街団体が形成されている場所であり、その商店街団体へ加入</li> <li>・一般業種を営む店舗を新規出店</li> <li>・中小企業者</li> </ul>	<a href="#">中心市街地賑わい創出開業等支援事業補助金</a>	
			1/3×12ヵ月	10万円/月	賃借料等			
			1/2	150万円	改装費			<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか居住支援区域内</li> <li>・生鮮3品を販売する店舗を新規出店</li> <li>・中小企業者</li> </ul>
			1/3×24ヵ月	10万円/月	賃借料等			
			2/3×12ヵ月	10万円/月	賃借料等			<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険加入者を2名以上雇用するオフィスを新規出店</li> </ul>
			1/2	200万円	改装費			<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型商業施設内</li> <li>・一般業種を営む店舗を新規出店</li> </ul>
			1/3×12ヵ月	10万円/月	賃借料等			
		空き店舗の賃貸、店舗の改装	賃借面積が299㎡以下の場合	1/2	250万円	改装費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型商業施設内</li> <li>・生鮮3品を販売する店舗を新規出店</li> </ul>
				1/3×24ヵ月	15万円/月	賃借料等		
			賃借面積が300㎡以上999㎡以下の場合	1/2	500万円	改装費		
				1/3×24ヵ月	15万円/月	賃借料等		
		賃借面積が1,000㎡以上の場合	1/2	1,000万円	改装費			
			1/3×24ヵ月	20万円/月	賃借料等			
		空き店舗の取得	左記の総額の1/5	200万円	空き店舗の取得費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得等後3ヶ月以内に対象店舗を入居予定又は出店 [対象店舗]</li> <li>①一般業種は中小企業者が営業し、商店街団体が形成されている場所であり、その商店街団体への加入</li> <li>②生鮮3品は中小企業者が営業し、まちなか居住支援区域内</li> <li>③オフィスは中心市街地活性化基本計画エリア内で雇用保険加入者2名以上を雇用する店舗</li> <li>④開業者が中小企業者</li> </ul>		
					空き店舗と併せて取得した土地の取得費			
空き店舗の改装又は改修費								
所有する空き店舗の改修	1/2	100万円	空き店舗の改修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修後3ヶ月以内に対象店舗を入居予定又は出店 [対象店舗]</li> <li>①一般業種は中小企業者が営業し、商店街団体が形成されている場所であり、その商店街団体への加入</li> <li>②生鮮3品は中小企業者が営業し、まちなか居住支援区域内</li> <li>③オフィスは中心市街地活性化基本計画エリア内で雇用保険加入者2名以上を雇用する店舗</li> </ul>				
既存店舗の改修	左記の総額の1/2	10万円以上 100万円以下	既存店舗の改修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般業種を営む店舗は10年以上商店街団体に加入している中小企業者</li> <li>・生鮮3品を営む店舗は10年以上まちなか居住支援区域内で営業している中小企業者</li> <li>・改修(一時休業)後3ヶ月以内に対象店舗を営業</li> </ul>				
			什器等大型備品の内、市長の認めるもの					
アーケード撤去等の工事に伴う店舗の改装又は改修	1/2	100万円	改装費又は改修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーケード撤去等の工事に伴い対象店舗を改装又は改修 [対象店舗]</li> <li>①一般業種は中小企業者が営業し、商店街団体が形成されている場所であり、その商店街団体へ加入すること。</li> <li>②生鮮3品は中小企業者が営業し、まちなか居住支援区域内であること。</li> <li>③オフィスは中心市街地活性化基本計画エリア内で雇用保険加入者2名以上を雇用する店舗。</li> </ul>				

種類	エリア	内容	補助率・限度額		対象経費	主な要件	支援事業名 (各HPへリンク)				
商業店舗 (飲食・土産物屋)開業の支援	瑞龍寺、高岡大仏、山町筋 金屋町、勝興寺、雨晴海岸 市内6エリア	空き店舗、住宅又は空き家を賃借、改装	1/2	75万円	改装費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者が営業すること。</li> <li>・観光土産物を販売する店舗又は飲食業を営む店舗であること。</li> <li>・指定エリアの道沿いに出店する店舗であること。</li> </ul>	<a href="#">観光地魅カアップ開業等支援事業補助金</a>				
			1/4×12ヵ月	5万円/月	賃借料等						
		空き店舗、住宅又は空き家を改修	1/2	75万円	改修費						
商業店舗 開業の支援 (商店街団体への支援)	形商店街団体が る成さる団 区成さる団 域さる団 てい	空き店舗の賃貸、店舗改装	1/3×12ヵ月	5万円/月	家賃補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街団体が開業者に対し助成すること。</li> <li>・開業者は商店街の賑わいづくりに適する中小企業者であること。</li> </ul>	<a href="#">空き店舗における開業支援事業補助金</a>				
			1/3	50万円	店舗改装						
商業店舗 建設の支援	中心市街地活性化基本計画エリア	空き地を取得し、又は賃借して、対象店舗を建設	1/5	200万円	空き地の取得費及び店舗の建設費	空き地の取得又は賃借後3ヶ月以内に対象店舗の建設工事の着手が見込まれること。 [対象店舗] ①一般業種は中小企業者が営業し、商店街団体が形成されている場所であり、その商店街団体へ加入すること。 ②生鮮3品は中小企業者が営業し、まちなか居住支援区域内であること。 ③オフィスは中心市街地活性化基本計画エリア内で雇用保険加入者2名以上雇用する店舗であること。 ④生鮮3品を販売する店舗を含まない大型商業施設を建設すること。(大型商業施設建設の場合、中活エリア内全域が対象となり、中小企業者要件は外れる。)	<a href="#">中心市街地賑わい創出開業等支援事業補助金</a>				
								空き地を取得し、又は賃借して、対象店舗を建設	1/2	取得・賃借面積299㎡以下	250万円
										取得・賃借面積300㎡以上999㎡以下	500万円
取得・賃借面積1,000㎡以上	1,000万円										
工房開設の支援	高岡市内	空き家等を賃借	1/2	5万円/月 限度24箇月	賃借料等(家賃及び共益費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象工房又は賃貸することを目的とした対象工房を市内で新たに開設する者</li> <li>・工芸家、工業デザイナーなど本市産業の次世代を担うクリエイティブ産業(創造産業)分野に該当する者</li> <li>・空き家等とは、入居のない状態が1箇月以上継続している家屋、店舗又は工場とする。</li> <li>・中小企業者(個人事業者を含む)が運営する工房</li> <li>・居住スペース等は対象外(工房部分のみ面積按分)</li> </ul>	<a href="#">次世代クリエイター工房開設支援事業</a>				
				100万円	改装経費						
				40万円	設備機器等の購入経費						
		120万円		取得費							
		100万円		改修経費							
		40万円		設備機器等の購入経費							
		100万円		改修経費							
40万円	設備機器等の購入経費										
自ら所有する空き家等を活用	100万円	改修経費									
40万円	設備機器等の購入経費										